

「千葉市新庁舎整備事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集」
に関する質問回答書

千葉市財政局
資産経営部管財課庁舎整備室

「千葉市新庁舎整備事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集」に係る質問について、以下の通り回答いたします。

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項5(2)才提出書類の記入上の留意事項	「公的主体が発注する工事で、延床面積が20,000㎡以上の建築物（事務所機能を含むものに限る）の新築、増築、改築に伴って行われた計画・設計段階のCM業務」と記載されていますが、業務受託時においては約21,000㎡の計画において、業務期間中の計画検討深度化・VE検討等により約19,000㎡となった場合については、20,000㎡以上の建築物の実績としてよろしいでしょうか？ また、これと一体の事業にて行われる立体駐車場の計画がある場合は、これを面積に加えてもよろしいでしょうか？	質問前段については、契約時における延床面積で判断します。 質問後段については、平成28年5月31日付け質問回答書の2番をご参照ください。
2	参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第4号	様式第4号「参加者の同種・類似実績」に関しては、合計で8点まで評価します。とあります。この場合は、仮に同種が5件で、4点×5件=20点としても、最大で8点という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第4号	様式第4号「参加者の同種・類似実績」に関しては、合計で8点まで評価します。とあります。評価基準における、参加者の実力の配点基準13点の内、最大8点が与えられると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

4	<p>参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第6号 様式第7-1～6号</p>	<p>様式第6号、7号の『管理技術者の経歴等』、『担当責任者の経歴等』で最大で5名まで加点します。とあります。 この場合は、管理技術者と担当責任者4名の計5名が資格や実績に基づく加点対象になると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項6(2)評価基準における「管理技術者及び担当責任者の資格」については、管理技術者と担当責任者の合計7名のうち、複数資格を有している者について最大で5名まで加点を行います。管理技術者を必須の加点対象者とはしていません。 募集要項6(2)評価基準における「管理技術者及び担当責任者の同種又は類似業務実績」については、管理技術者と担当責任者合計7名が担当した全ての業務実績を対象に評価を行います。管理技術者を必須の加点対象者とはしていません。</p>
5	<p>参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第6号 様式第7-1～6号</p>	<p>上記の場合、様式第6号、7号の『管理技術者の経歴等』、『担当責任者の経歴等』で最大で5名まで加点します。とあります。 一方、担当責任者の様式は7-1～7-6の6名分となっています。その内、管理技術者以外の加点対象の担当責任者は、評価点の高い4名と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>上記4の回答をご参照ください。</p>
6	<p>参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第6号 様式第7-1～6号</p>	<p>様式第6号、7号の『管理技術者の経歴等』、『担当責任者の経歴等』の【評価の考え方】では、同種業務は1件につき4点加点、類似業務は1件につき2点加点とあります。また、募集要項 P5 (イ) b 業務実績においては、③として、上記②においてなお、5件に満たない場合はその他の業務とあります。その他の業務の場合の加点をご教示ください。</p>	<p>「その他の業務」は実績要件を確認するため記入を求めるもので、加点対象にはなりません。</p>
7	<p>参加申込書類の作成に当たっての留意事項 様式第7-1～6号</p>	<p>プロポーザル募集要項に定める担当責任者以外に有効と思われる役割の担当責任者がある場合には追加してもよいとあります。 その場合の評価、加点についてご教示ください。</p>	<p>「プロポーザル募集要項に定める担当責任者以外に有効と思われる役割の担当責任者」については、定量的事項に係る審査において加点はありませんが、業務提案書においてその有効性の説明を記載してください。</p>

※参加申込にかかる提出書類については、各一部をご提出ください。